

ご存じですか？

交通事故と健康保険

1 健康保険の立替制度

健康保険に加入している被保険者や被扶養者が交通事故でケガをした場合、その医療費などすべての損害は第三者（加害者）が負担するのが原則です。

しかし、次のような理由で、健康保険組合が立替え払いをすることが認められています。

(1) 健康保険組合が立替える理由

まずはケガの治療が優先します。したがって保険証を使って直ちに治療ができるよう配慮されています。

保険診療と自由診療では治療費が違います。

- ・自由診療になれば、その治療費はお医者さんが自由に設定できます。したがって、保険診療の2倍でも3倍でもいいということになります。
- ・治療費が高くなれば自動車保険金の内、治療費の割合が高くなり、他の賠償を圧迫することになります。

被害者が医療機関で受診した治療費を健康保険組合が立替え払いすることにより、被害者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。

(2) 健康保険組合への届出

交通事故によるケガの治療に、健康保険で治療を受けるということは、本来第三者が負担しなければならない費用を健康保険組合が一時立替えて支払うことになります。

ですから、健康保険組合は治療に要した費用を後で第三者に求償することになります。したがって、保険証で治療した場合は、速やかに健康保険組合に届出なければなりません。

なぜ届出が必要なのか

被害者が健康保険組合へ届出をおこなうことが法的に義務づけられています。

健康保険法施行規則第65条

負傷が第三者の行為によって起きたときは、その事実、第三者の氏名及び住所ならびに負傷の状況を遅滞なく健康保険組合へ届出なければならない。

届出をすることによって、被害者が医療機関で治療を受けた部分についての損害賠償請求権を健康保険組合へ移譲することになります。つまり、被害者に保険給付をおこなった範囲内で被害者に代わって加害者あるいは損害保険会社に対し、損害賠償の請求をおこなうことになります。

健康保険法第57条（損害賠償請求の代位取得による）

届出必要書類

第三者の行為による傷病届（自損の場合は他の書類は要りません）

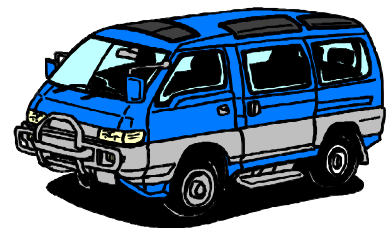
念書

誓約書

事故発生報告書

その他提出必要書類

- ・交通事故証明書（正）
- ・自賠償保険証明書（写を相手方より取り寄せる）
- ・診断書（写）
- ・任意保険証券（写を相手方より取り寄せる）



届出をしなかった場合

被保険者または被扶養者が届出をおこなわず保険治療を受けて、勝手に加害者と示談書を取り交わしたり、または免責書署名捺印を交わすと、その内容によっては加害者あるいは損害保険会社に治療費の請求ができなくなる場合があります。

このようなことになると、被害者であるあなたに治療費を請求することになります。

被害者にも交通事故の責任がある場合、その責任となる行為が故意または重大な過失であれば、その部分について、あなたに請求されることがありますので、交通事故には十分気をつけてください。